

広島県告示第五百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年八月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
竹の奥一号地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十九年三月二十九日広島県告示第二百四十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は「告示」で指定した土地に存する標柱六号及び昭和六十三年二月二十五日広島県告示第百八十九号で指定した土地に存する標柱三号と同一とする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
豊田郡	大崎上島町	中野	中之江	四三八二番一	標柱一号
			福岡鼻	四三六一番一	標柱二号
			中之江	四二八九番一	標柱三号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

横引地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号から十号までを平成三年十一月二十八日広島県告示第千二百七十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて順次結んだ線及び標柱一号と十号を「告示」で指定した土地に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、六号、七号、八号、九号及び十号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号、六号、五号、四号、三号及び二号と同一とする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
福山市	沼隈町	草深	樋ノ上	二六八四番一	標柱一号
			横引	二七二四番	標柱二号

